

議案第8号

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例

第1条 墨田区特別区税条例（昭和39年墨田区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項各号列記以外の部分中「第1号に掲げる寄附金」を「法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「寄附金の」を「特例控除対象寄附金の」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

付則第3条の2中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

付則第3条の5の2第1項中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

付則第3条の6中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

付則第4条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

付則第5条第1項中「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

付則第5条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、

「においては」を「には」に改める。

付則第6条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該自動車は初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

付則第6条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

付則第6条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号

及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

付則第6条第7項を同条第4項とする。

付則第7条第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

付則第11条第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付則第15条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 墨田区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第23条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第24条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第24条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象

扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第24条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第25条第1項中「よって」を「より」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「においては」を「には」に改める。

第37条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第37条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「よって軽自動車税」を「より種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第37条の2を削る。

第38条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第37条の2とし、同条の次に次の8条を加える。

（軽自動車税のみなす課税）

第38条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第37条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節について「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更が

あったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第38条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療の用に供するもの
- (3) 患者輸送の用に供するもの
- (4) 血液事業の用に供するもの
- (5) 救護資材の運搬の用に供するもの
- (6) 前各号に掲げるものに類するもので、区長において必要があると認めるもの

（環境性能割の課税標準）

第38条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第38条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
（環境性能割の徴収の方法）

第38条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第38条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を区長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第38条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第38条の8 区長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第46条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認

めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第39条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。

第40条（見出しを含む。）及び第42条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第43条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第37条第2項」を「第38条第1項」に改める。

第44条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第37条第2項」を「第38条第1項」に、「よって」を「より」に改める。

第45条第2項中「第37条第3項ただし書又は第37条の2、第38条第1号若しくは法第443条第1項の規定によって軽自動車税」を「法第445条若しくは第38条の2又は第37条第3項ただし書の規定により種別割」に、「軽自動車税を課される」を「種別割を課される」に改め、同条第3項中「第38条第3号」を「第37条の2第3号」に改め、同条第9項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第46条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第46条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、区長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種

別割」に改める。

付則第5条の2の次に次の6条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第5条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第5条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第5条の6の規定により読み替えられた第38条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであ

るときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第5条の5 区長は、当分の間、第38条の8の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第5条の6 第38条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第5条の7 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第5条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、

「100分の2」とする。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第38条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

付則第6条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた」を削り、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第2項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日」に、「平成30年度」を「令和2年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に、「平成31年度」を「令和3年度」に改め、同条第3項中「3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車」が平成29年4月1日から平成30年3月31日」を「ガソリン軽自動車」が平成31年4月1日から令和2年3月31日」に、「平成30年度」を「令和2年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「軽自動車」が平成30年4月1日から平成31年3月31日」を「ガソリン軽自動車」が令和2年4月1日から令和3年3月31日」に、「平成31年度」を「令和3年度」に改め、同条第4項中「3輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車」が平成29年4月1日から平成30年3月31日」を「ガソリン軽自動車」が平成31年4月1日から令和2年3月31日」に、「平成30年度」を「令和

2年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日」を「ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日」に、「平成31年度」を「令和3年度」に改める。

付則第7条の見出し及び第1項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第2項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「の規定による」を「の」に改め、同条第3項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第4項を削る。

第3条 墨田区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

付則第6条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第7条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

第4条 墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成27年墨田区条例第37号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第5条 墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年墨田区条例第30号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第4号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第5号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第6号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第7号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

付則第2条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付則第6条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

付則第8条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第6条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第2条中墨田区特別区税条例第23条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第24条の2、第24条の3及び第25条第1項の改正規定並びに付則第3条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第3条中墨田区特別区税条例第10条の改正規定及び付則第4条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第7条の規定 令和3年4月1日

(区民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の墨田区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第20条並びに付則第3条の6及び第5条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の区民税について適用し、平成31年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 新条例第20条第1項及び付則第5条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の区民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
付則第5条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（令和元年墨田区条例第 号）付則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の墨田区特別区税条例付則第5条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例付則第5条第1項から第3項までの規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和元年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第126号）第314条の7第2項に規定する特例控

除対象寄附金について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の墨田区特別区税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第23条第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの区民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第24条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき墨田区特別区税条例第24条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第24条の3第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第24条の3第1項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の墨田区特別区税条例第10条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第6条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の墨田区特別区税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第7条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の墨田区特別区税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、区民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等を行うほか、軽自動車税の環境性能割の創設等をする必要がある。